

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の疾病

保護者様

志摩市教育委員会

感染症による出席停止と届出書の提出について

医師により下記の疾病と診断された場合は、学校保健安全法に基づき、本人の健康回復と他への感染防止のため出席停止（欠席扱いとしない）となります。出席停止期間については、医師の指示に従ってください。

なお、登校を再開する際は、下記の届出書を医師に記入していただき、学校へ提出してください。この場合の文書料につきましては、志摩医師会のご配慮により、志摩医師会所属の医療機関においては原則無料でご協力いただいています。

学校保健安全法において出席停止となる主な疾病

- ・インフルエンザ(※) ・新型コロナウイルス感染症(※) ・百日咳 ・麻疹(はしか)
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・風しん ・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜熱(プール熱)
- ・そのほかの感染症(溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)など) ⇒不明な場合は学校へお問い合わせください。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、別様式の届出書になります。

----- き り と り -----

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の疾病

学校感染症届出書

学校長様

年 組 名前

【疾病名】 _____

【出席停止期間】 令和 年 月 日～令和 年 月 日まで (日間)

上記の者は療養の結果、感染するおそれがなくなったため登校してもさしつかえないことを認めます。

令和 年 月 日

【医療機関名】 _____

【医師名】 _____